

| | |
|--------|---|
| 綜 | 説 |
| Review | |

食料政策と協同組合・NPO の役割

—フードシステムの新潮流との関連で—

白石 正彦*

(平成 20 年 12 月 11 日受付/平成 20 年 12 月 12 日受理)

要約: 21 世紀の経済社会は、生態系持続の農・工・商複合化産業への転換が人類の基本的課題である。本論文は、その一環として食料政策の転換についてフードシステム論を重視して論考し、さらに NPO (広義) セクターの重要な一翼を占める協同組合の役割を「協同組合のアイデンティティに関する ICA 声明」を重視して総論的に考察している。食料政策は、政府が「市場に過度に任せる」施策を推進する場合は強者に有利で、弱者に不利に働き、社会的・経済的な公正さを歪め、そのしわ寄せは本格的に育成・支援すべき認定農業者等の先導的な担い手の意欲の後退や次世代づくりの弱体化、自然環境の劣化、さらに水田農業 (用水の集落的・集団的管理による稲作農業) の育んできた日本文化のアイデンティティの衰退につながりかねない点を明らかにしている。すなわち、21 世紀のフードシステムと持続型政策は、「市場メカニズムの進化」とともに「非市場的諸要素」である「地球規模での人間と自然のあり方、公正さ、生活価値、食農教育価値、健康増進価値」とバランスをとりながら、フードシステムのグローバル化と技術・経営革新の本来的進化を支援できる「行政改革と有機的・循環的評価システムの導入」が大きな課題である点を明らかにしている。

キーワード: 食料政策, 協同組合, NPO, フードシステム, 非市場的諸要素

1. フードシステムにおける食料政策と協同組合・NPO の基本課題

本論文のねらいは、食料政策と協同組合・NPO のニューパラダイム (新しい規範) を検討することである。

第 1 に、前世紀から継続している生態系破壊の工業的産業から、IT を活用した生態系持続の農・工・商複合化産業への転換パラダイム (質的転換) を、いかに実現するかが 21 世紀の経済社会の大きな課題である。

第 2 に、生態系破壊の工業的産業政策に受動的に適応しようとしてきた伝統的な食料政策パラダイムから、IT を活用した生態系持続の農・工・商複合化産業を促進するフードシステムの一環としての食料政策への転換パラダイム (質的転換) が 21 世紀の大きな政策課題である。

ちなみに、「フードシステム」の概念は、「川上の農漁業」から、「川中の食品製造業、食品卸売業」、「川下の食品小売業、外食産業」、その最終需要者である「みずうみにたとえられる食料消費」をつなげ、さらに、それに影響を与える「諸制度、行政措置、あるいは各種の技術革新」を包含している。しかも、それらを構成する諸要素が相互に関連しながら、「食」をめぐるその全体が 1 つのシステムを構成している。このように「フードシステム」の概念は、「食を構成する諸要素の相互関連」の客観的かつ全体的なシステムに力点を置いて規定されている。このため、川上から川中・川下・みずうみへの流れを重視した「フードチェーン」の概念や農業を軸とした「アグリビジネス」の概念と

区別される (高橋 [1997] pp. 5-6)。

第 3 に、戦後日本の協同組合法制は、国際協同組合同盟 (ICA) が 1937 年に決定した協同組合 7 原則を反映している。しかし、生態系破壊の工業的産業政策に受動的に適応しようとしてきた協同組合 (とくに、農業協同組合) パラダイムから、1995 年決定の協同組合のアイデンティティに関する ICA 声明 (協同組合の定義・価値・原則) に基づくコミュニティ (地域社会) の持続可能な発展に貢献する協同組合への内発的な進化パラダイム (協同組合の価値・原則を実践に結びつける本質的な進化パラダイム) への転換が 21 世紀の協同組合の大きな課題である。

すなわち、1995 年に ICA 全体総会で決定された「協同組合のアイデンティティに関する ICA 声明」は、協同組合の「価値」について「協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、連帯という価値を基礎とする。協同組合の創設者たちの伝統を受け継ぎ、協同組合の組合員は、正直、公開、社会的責任、他人への配慮という倫理的価値を信条とする」と明示している。

さらに、協同組合がその価値を実践するための指針である「協同組合原則」について、〈【第 1 原則】自発的で開かれた組合員制、【第 2 原則】組合員による民主的管理、【第 3 原則】組合員の経済的参加、【第 4 原則】自治と自立、【第 5 原則】教育、研修および広報、【第 6 原則】協同組合間の協同、【第 7 原則】地域社会 (コミュニティ) への関与〉を決定し、特に第 7 原則では「協同組合は、組合員が承認する政策にしたがって、地域社会 (コミュニティ) の持続可能

* 東京農業大学名誉教授

な発展のために活動する」と協同組合が地域に密着して経済的役割のみでなく社会的責任を果たすところに本質的な特性がある点を明示している（日本協同組合学会〔2002〕、白石正彦〔1996〕）。

第4に、2000年度の『国民生活白書』は、非営利組織（NPO, Non-profit Organization）に含まれる団体の種類について、①特定非営利活動法人（NPO法人）、②（ボランティア団体、市民活動団体）、③（社団法人、財団法人、社会福祉法人、学校法人、宗教法人、医療法人）、④（労働団体、経済団体、協同組合等）に分類している。さらに、その定義として、Aタイプは上記の①のみに限定した「最も狭い範囲」とし、Bタイプは上記の①+②と「Aタイプよりやや広い範囲」であり、Cタイプは上記の①+②+③と「Bタイプより広い範囲（アメリカで一般的に使われている範囲）」として、さらにDタイプは上記の①+②+③+④と「最も広い範囲」としてに類型化している。加えて上記の①、②、③は公益団体であり、④は共益団体として区分し、町内会や自治会は公益団体と共益団体の両面の性格を保持していると位置付けている。本論文では、NPOについて最も広い範囲のDタイプの定義の一環として、協同組合をNPOの一形態として位置付けており、これらの多様なNPOがより連携関係を強め、NPOセクターとして発展することが21世紀の大きな課題である。

2. WTOとEPA/FTAにおける農業交渉

世界の農産物貿易ルールを決めるWTO農業交渉（148か国の加盟国が原則として共通のルールを決める）と特定の国・地域のみでの投資の自由化、人的交流の拡大や関税撤廃等を行うEPA/FTA交渉によって食料政策のグローバル化が進展している。

前者のWTO農業交渉では、①「市場アクセス」については、高関税品目ほど大幅に関税を削減する階層方式を採用し、センシティブ品目には柔軟性を認め、この中で日本提案は平均削減率が35~40%であるが、米国は90%、EUは60%の削減を提案し、各国間の隔たりが大きい。②「国内支持」については、(a)保護削減の対象外である「緑の政策」（生産や貿易を歪曲しない研究、普及、基盤整備、備蓄、生産に関連しない収入支持、災害対策、環境施策、条件不利地域援助等の政策）については、各国間の提案に大きな隔たりはないが、(b)生産や貿易を歪曲する「黄の政策」の大幅削減方式には隔たりが大きく、日本提案は日本・米国の削減率が60%、EUの削減率が70%であり、(c)「黄の政策」「青の政策」（生産調整のもとでの直接支払い）と「新・青の政策」（現行の生産に関係しない直接支払い）「デミニス」（最小限の政策）の合計の日本提案は日本・米国の削減率が65%、EUの削減率が75%であるが、各国間で提案の隔たりが大きい。

このようにWTO農業交渉における合意が難航している背景には、①米国が2002年農業法によって国内農業の保護水準を高めつつ途上国等に不公正な農産物貿易を拡大してきた矛盾、②農産物の先進輸出国（米国）対先進輸入国（EU・日本）の対立、③先進国（米国、EU、日本）対途

上国連合（農産物の輸出国であるブラジルや人口大国のインド等）の対立、④途上国連合における工業製品等に対する保護貿易的傾向が複雑に絡んでいる点がある。

一方、WTOの例外として位置付けられ（GATT第24条）、協定構成国間での関税撤廃を行うFTA（自由貿易協定）と、これに加えて投資の自由化、人的交流の拡大等を含むEPA（経済連携協定）が進展している。日本は、シンガポールとの間で2002年11月、メキシコとの間で2005年4月に協定が発効し、2006年7月にはマレーシアとの間で協定が発効した。その他チリと2007年9月、タイと同年11月、インドネシアとブルネイとそれぞれ2008年7月、ASEANとは同年12月に発効している。このうち、日本とメキシコの間EPAでは、農林水産物約1,200品目について関税の撤廃、削減等を約束し、豚肉の割当数量は5年間で3.8万トンから8万トンに拡大され、枠内税率の従価税部分は4.3%から2.2%に半減される。また政府間共同研究から交渉に移行しつつある豪州とのEPA/FTAの締結の場合には、日本の食料自給率（カロリー・ベース）が現在の40%から30%台になり、農業・雇用面を含む日本の地域経済に総額2兆円のマイナスを随伴することが予測されるなど、深刻な影響を及ぼしかねない点に留意する必要がある。

3. 食料・農業・農村基本法とその基本計画の意義

1999年に制定された「食料・農業・農村基本法」は、第1に、第2条で「食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、将来にわたって、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されなければならない」と食料の重要性を明示している。

第2に、同法の第2条~第12条で、①食料の安定供給、②農業生産活動による多面的機能の発揮、③農業の持続的な発展（農業の自然循環機能の維持増進）、④農村の振興という4つの施策上の基本理念を総合的、計画的に推進するために、①国の責務、②地方公共団体の責務、③農業者等の努力、④食品産業の事業者の努力、⑤農業者等の努力の支援、⑥消費者の役割を明示している。

第3に、同法の第15条~第36条で基本的施策として、①食料・農業・農村基本計画（食料自給率の目標を含む）の策定、②食料の安定供給の確保に関する施策（a食料の安全性の確保及び品質の改善、食品の表示の適正化等の“食料消費に関する施策の充実”、b環境への負荷低減、農業との連携強化を含めた“食品産業の健全な発展”、c農産物につき、国内生産では需要を満たすことができないものの安定的な輸入を確保、輸入によってこれと競合関係にある農産物の生産に重大な支障を与え、又は与えるおそれがある場合における関税率の調整、輸入制限等の“農産物輸出入に関する措置”、d不測時における食料安全保障、e国際協力の推進）、③農業の持続的な発展に関する施策、④農村の振興に関する施策を明示している。

食料・農業・農村基本法に基づき、2005年に見直された

同基本計画では、2010年を目標に食料自給率（カロリーベース）を基準年の40%から45%に増大させる目標を明示している。日本の人口は現在1億2,600万人であるが、世界で1億人を超える国の中で自給率が5割を下回る国は日本以外には存在しない。世界的に穀物等が不足の場合には、各国とも自国を優先して対応すると同時に、日本が優先的に世界市場から調達する場合には穀物価格の高騰等のしわ寄せは食料輸入に頼る途上国に大きな被害（飢餓の増幅）を及ぼすことになるため、日本の現段階の食料自給率水準は危険水域にあると認識すべきである。さらに、農林水産省の試算によると、主な輸入農産物の生産に必要な海外の作付面積は1,200万ヘクタールであるのに対して、国内耕地面積（平成12年）は483万ヘクタールと、面積的には国民食料の約7割を外国に依存している。しかも、国内耕地の55%を占める田264万ヘクタールのうち水稻の実際の作付面積は176万ヘクタールと3分の2に留まっている。

このため、食料自給率を40%から最小限でも45%に引き上げるためには、①WTO（世界貿易機関）の農業施策の枠組みの遵守とアジア地域の水田農業の特性を踏まえたWTOの新たな枠組み見直し交渉や、豪州等とのFTA/EPA（自由貿易協定/経済連携協定）交渉の実態と問題点、②食料の川上に位置する農漁業の構造革新への政策的支援の実態と問題点、③国内農業と食品産業の連携と公正な競争を促進する方向での食品産業の構造革新への政策的支援の実態と問題点、④消費者の食品安全への不安を是正する食品安全政策、健康増進のための栄養政策、環境への負荷を軽減する食品環境政策等の社会的規制政策や国内農業と連動した食文化・食生活の向上を支援する政策の実態と問題点等、4つの食料政策を総合的に検討する必要がある。

4. 食料の安心・安全システムづくり向けの持続的政策構想

農林水産省は2001年9月10日に日本ではじめてBSEを疑う牛が確認されたと発表し、一種のパニック状態を引き起こした。英国ではBSEの発生が1986年に確認され、1990年代後半までに欧米諸国や豪州では、肉骨粉の流通規制と屠畜段階でのBSE検査体制の危機管理マニュアルと実施体制を整備していたのに対して、日本政府は『BSE問題に関する調査検討委員会報告』（2002年4月）が指摘したように、EU科学運営委員会による発生の危険性が高いという報告書案を受け入れず、評価中断を要請するなど危機意識が弱く、BSEの発生が確認された段階でのマニュアル自体が作成されていなかったことが明らかとなった。このため、食肉を中心とした生産・加工処理・流通・外食・消費のフードシステムが大きな混乱を引き起こし、2001年10月18日には屠畜される牛の全頭がBSE検査される段階に達したが、10月の牛肉消費は前年比4割まで激減した。

さらに、政府によるBSE検査前（10月18日以前）に屠畜した牛肉の政府買い上げ制度を悪用して、輸入肉を国産牛と偽装して政府に買い上げさせていた食肉企業の実態

や、それ以外にも外国産の牛肉や豚肉、鶏肉を国産肉と偽装して販売していた企業や農協等の実態も発覚し、加えて外国産や国産の野菜・果物等の農産物の残留農薬問題、無登録農薬問題の発生等で国民の食品の安全性や表示に対する信頼が大きく失われた。

このため、農林水産省は2002年4月に「消費者に軸足を移す」とのサブタイトルで「食と農の再生プラン」を発表し、一連の偽装事件への対応として公表・罰則を重くする内容のJAS法改正案（品質表示基準に違反した場合の罰則が法人の場合に改正前の「50万円以下の罰金」から「1億円以下の罰金」に改正）が6月の国会で可決成立し、公布後20日を経過した日から施行された。

さらに、政府は食品の安全に関する目的及び基本理念（国民の生命及び健康の保護、食品の供給に関する一連の工程の各段階における安全性の確保、最新の科学的知見及び国際的動向に即応した適切な対応）、関係者の責務・役割（国の責務、地方公共団体の責務、事業者の責務、消費者の役割）、リスク分析手法による食品の安全性の確保、食品の安全性の確保に関する施策の充実を明記した「食品安全基本法」を2003年5月に公布した。さらに、食品安全行政について、①食品の安全に関するリスク評価（リスク評価・モニタリング・一元的情報収集）とリスクコミュニケーションを行う「食品安全委員会」を2003年7月に設置し、②2003年8月には農林水産省は「食糧庁」を廃止して、新たに食品の安全を管理・規制する「消費・安全局」を発足させ、農場から食卓までのリスク管理の徹底を通じた食品の安全性の確保、食品表示の適正化による消費者への的確な情報の伝達・提供、家畜や農作物の病気や害虫のまん延防止による食料の安定供給等に取り組み、③厚生労働省医薬食品局は食品衛生法に基づき食品の安全性確保に取り組んでいる。

今後、農漁業と食料を結びつけて①持続可能性（Sustainability）、②食品の品質（Food quality）、③動物福祉（Animal welfare）、④食品の安全性（Food safety）、⑤管理の仕組み（Control mechanisms）を重要な視点として、基本理念と基本計画を盛り込んだ「食品安全基本法」に基づく、国、自治体、農漁業者・農漁業団体、食品産業、消費者・消費者団体、協同組合を含む多様なNPO組織、日本学術会議を中心とした各学会での活発な論議と施策の具体化が大きな課題である。

5. フードシステムの担い手支援を目指した持続型政策プログラム—協同組合などNPOの役割に注目して—

自然環境と共生しつつ、食料生産のみでなく多面的機能の発揮によって市場では評価されない公共的価値（非价格的価値）を発揮する家族農業を中心とした多数の担い手を擁するフードシステムの川上産業の効果的・効率的な組織化のために、農業者の自発的結合体である農業協同組合が本来的機能を発揮しやすい「環境条件の整備」、すなわち本来、行政が取り組むべき機能を農業協同組合に過度に肩代わりさせる政策の抑止と側面からの支援が今後の大きな課

題である。特に、本来、内発的に取り組むべき農協の組織改革自体に行政が過度に注文をつける傾向は過剰介入といえる。農協事業面の行政の支援の課題は、公正な価格形成を可能とする流通のインフラ整備（ハード・ソフト面を含む）を重視すべきである（ちなみに、農協の生産資材価格が高いという指摘は、白石〔2003〕が強調しているアメリカに比べて公正な競争政策の流通面への適用の遅れに起因する面も大きい点に注目すべきである）。

フードシステムの担い手支援は、川上産業の持続型政策プログラムを土台にして、川中・川下産業とのトレーサビリティを重視した契約取引関係を支援するインフラ整備（偽装表示や無登録農薬、残留農薬問題に対して重いペナルティを課す法律とチェックシステムの支援等を包含したハード面・ソフト面の整備）を、良心的で公正さを重視した川中・川下産業の担い手支援の中核的な施策として位置付けて、持続型政策プログラムの具体化が求められている。

21世紀の国際化時代において、日本は食料供給面で今後とも外国に依存する度合いが大きいと予想されるが、例えば、イタリア生協連事業連合会が米国に本部を置く国際非政府組織のCEP（経済優先度調査会）から、「企業の社会的責任（CSR）賞」を受賞した点にも注目する必要がある。その理由は、おいしさ、安全、倫理性、安価、環境配慮、GMOフリー（遺伝子組み換えを含まない）コープ食品ブランドづくり、人間性を重視した営農・食品加工の就業環境の確立を保証するフェアトレード（ケニアからのコーヒー輸入におけるデルモンテ社・ケニア政府・NGOの三者協定）を実践しており、消費者の結合体である生活協同組合の特性発揮、さらに21世紀の革新的な食品産業としても評価でき、このような川中・川下の担い手に対する政策的支援も大きな課題である。

6. 水田畑作経営所得安定対策

2007年4月から米・麦・大豆・甜菜・原料用馬鈴薯の政策支援対象を、担い手である一定規模以上の農業者と組織（法人組織と集落営農組織）に限定する戦後農政の大改革がスタートしている。

すなわち、第1に、担い手の対象者は、対象品目の収入、所得、あるいは経営規模が、経営全体の27%以上であり、①認定農業者（a 都府県4ha以上、不利地の場合は2.6ha、b 北海道10ha以上、不利地の場合は6.4ha）②集落営農組織（a 原則20ha以上、知事認可12.8ha以上、b 中山間地域10ha以上、c 条件：一括経理、法人化の計画等）、③受託組織（地域の生産調整面積の過半を受託する場合：a 7ha、b 中山間地域4ha以上）の3つのタイプに該当する必要がある。

第2に、外国との生産条件格差の是正対策（緑ゲタ）の対象作物は麦・大豆・甜菜・原料用馬鈴薯であり、政策面では①生産コストと販売収入との差額について、経営体の過去の生産実績に基づく支払い（a 小麦27,740円/10a、b 大豆20,230円/10a）、②毎年の生産量・品質に基づく支払い（a 小麦110円/60kg、b 大豆2,736円/60kg）で、合計支払い単価はa 小麦40,400円/10a（6,260円/60kg）、b 大

豆28,400円/10a（8,540円/60kg）で、2007年度予算額は1,400億円である。

第3に、収入の変動による影響の緩和対策（ナラシ）の対象作物は、米・麦・大豆・甜菜・原料用馬鈴薯であり、政策面では①各経営体の品目毎の当年の収入（都道府県毎）と基準年（過去5年間の内、最低と最高を除く3年間）の都道府県平均収入との差額を、経営体毎に合算・相殺し、その減収額の9割を補填する、②資金は政府3：生産者1にて拠出、③補填は基金の範囲内とし、2007年度予算額は200億円である。

以上の取り組みが成果を上げるためには、都府県では集落営農組織や受託組織が小規模農家も包含しながら大きな面積シェアを占め、農協の営農経済事業と連携して高付加価値型の産地ブランド化（消費者のニーズに応える多様なブランド米、減農薬米、今摺り米、無洗米、地元産米等を含む）をめざして取り組まれる必要があり、一方では同様に2007年度からスタートしている農地・水・環境保全向上対策との相乗的な連携も大きな課題である。

7. フードシステムと21世紀の持続型食料政策の展望

WTO体制下の90年代後半におけるフードシステムにおける政策の役割は、「市場メカニズムの進化」に焦点を当て、これへの「政策の遅れ」をどう取り戻すか（改革するか）に焦点を当て論議され、かつ施策としても具体化される傾向が強かった。しかし、フードシステムと21世紀の持続型政策は、「市場メカニズムの進化」とともに「非市場的諸要素」である「地球規模での人間と自然のあり方、公正さ、生活価値」の両面を重視したパラダイム転換と有機的・循環的評価システムの導入が求められている。

農産物の輸入大国としての日本は、WTO農業交渉やコーデックス委員会の交渉等の場で、米国、EU、日本、開発途上国等の利害関係を、前述した「市場メカニズムの進化」とともに「非市場的諸要素」である「地球規模での人間と自然のあり方、公正さ、生活価値」の両面のバランスを重視した新しい枠組みづくりを明示した独自の政策提言を図るリーダーシップが求められている。

農業面の市場アクセスと国内政策においては、1970年代以降の急激な円高基調（急激な外部環境変化）が日本の農業者のたゆまない経営努力の成果を「市場」のなかで過小評価されてきた側面も見落としてはならない。日本における極端に低い自給率の克服を重視した政策の役割は、食料・農業・農村基本法でも位置づけられている農業の「食料生産」「多面的機能」「農村振興」の三面の機能発揮を可能とする戦略的かつ戦術的なプログラムづくりによって明確にされる必要がある。政府が「市場に過度に任せる」施策を推進する場合は強者に有利で、弱者に不利に働き、社会的・経済的な公正さを歪め、そのしわ寄せは本格的に育成・支援すべき認定農業者等の先導的な担い手の意欲の後退や次世代づくりの弱体化、自然環境の劣化、さらに水田農業（用水の集落的・集団的管理による稲作農業）の育んできた日本文化のアイデンティティの衰退につながりかね

ない。

以上のような「非市場的諸要素」である「地球規模での人間と自然のあり方、公正さ、生活価値、食農教育価値、健康増進価値」とバランスをとりながら、フードシステムのグローバル化と技術・経営革新の本来的進化を支援できる「行政改革と有機的・循環的評価システムの導入」が大きな課題である。

第1に、食料品の伝統的な卸売市場を中心とした取引形態から契約取引、先物取引、地産地消等新しい取引形態が進化しており、特に川下のスーパーや外食産業のパワーが強まっており、フードシステムの担い手間、農業者、生活者（消費者）に不公平にならない、公正な取引を促進する政策（特に公正取引委員会の政策）の役割強化がますます重要になっている。

第2に、環境保全型フードシステムを支援する政策は、資源循環社会形成推進基本法および関連法によって、食品等の廃棄物を再利用資源として活用するための財政・金融面からの支援や違反者へのペナルティ制度、さらに優遇税制の導入等による市場メカニズム活用型の施策等を組み合わせたプログラムを導入し、本来的目的を達成する必要がある。

第3に、従来、危機管理政策は「食料の絶対的数量の不

足」を主要な目標として導入されたが、今後はこれに加えて「BSE問題等の安心・安全確保」という「食品の質」の面の施策プログラムも同時に導入される必要がある。このようなセーフティネットの整備は、風評被害の克服やフードシステムの持続的発展の土台づくりとして位置付けられる。

参考文献

- 1) 高橋正郎「フードシステムとその分析視角—構成主体間関係の展開とその新たな構築」（高橋正郎編著『フードシステム学の世界—食と食料供給のパラダイム』所収）農林統計協会，1997。
- 2) 日本協同組合学会訳編『21世紀の協同組合原則—ICA アイデンティティ声明と宣言—』日本経済評論社，2002年。
- 3) 白石正彦監修・農林中金総合研究所編『新原則時代の協同組合』家の光協会，1996年。
- 4) 白石正彦・生源寺眞一編集『フードシステムの展開と政策の役割』農林統計協会，2003年。
- 5) 熊谷 宏・清水昂一・白石正彦監修，東京農業大学農業経済学会編『食と農の現段階と展望—エコノミカルアプローチ—』東京農業大学出版会，2004年。
- 6) 全国農業協同組合中央会編『JA 読本』家の光協会，2004年。
- 7) 川口清史・田尾雅夫・新川達郎編『よくわかる NPO・ボランティア』ミネルヴァ書房，2005年。

The Function of the Food Policy and the Co-operative as NPO Sector under the New Direction of the Food System

By

Masahiko SHIRAISHI*

(Received December 11, 2008/Accepted December 12, 2008)

Summary : The economy and society in the 21st Century is encountering a basic human challenge in the change toward organic complex of agriculture, and industry and commerce for ecological sustainability. This paper examines the change of food policy based on food system theory and the function of the co-operative as an NPO based on the ICA Statement on the Co-operative Identity. This paper contends that the food system and ecological sustainable policy of the 21st Century is important not only in the evolution of market mechanisms but also non market factors which include equity, living values, agro-food educational values and the values for the improvement of health. In addition, the introduction of the assessment system of government reform and organic circulation system is important in globalization and innovation of technique and management.

Key words : Food Policy, Co-operative, Non Profit Organization, Food System, Non Market Factors

* Professor Emeritus, Tokyo University of Agriculture